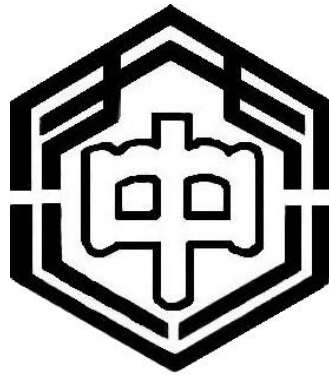


学校いじめ防止基本方針



高島市立湖西中学校

令和7年4月

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方 ===== P.1～2

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義（法第2条より）
- 4 いじめの認知

II 学校における施策 ===== P.3

- 1 学校の基本施策
- 2 学校の取組
- 3 いじめの防止等の対策のための組織
- 4 行動計画および年間計画
- 5 重大な事態への対処
- 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

III 資料 ===== P.4～9

- 1 湖西中学校の取組み
- 2 いじめ防止等の対策のための組織
- 3 行動計画および年間計画

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組む。また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日策定 平成29年3月14日改定）の内容、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の理念や目的等を踏まえ、基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。いじめは、いかなる理由があっても絶対にしてはいけないという信念のもと、厳しくかつ粘り強く指導にあたる。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（法第2条より）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、どんな場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告し、適切な方針について検討することが必要である。

「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われているべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談・通告または通報して、連携した対応をとることが必要である。また、いじめの認知については、すぐに解決まで行かないケースも含まれる。継続指導を要するものも本校では認知している。

Ⅱ 学校における施策

Ⅰ 学校の基本的施策

基本理念に基づく本校の基本的施策は、以下⑦までを根幹に据える。

- ①道徳教育、人権教育、特別活動を中心とした心づくり
- ②教科授業、体験活動等を通した人間関係づくり
- ③生徒が安心して学校生活を送れる環境づくり
- ④生徒を見守り、寄り添える教師集団の組織づくり
- ⑤インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめへの対応として、保護者、地域社会等との連携づくり
- ⑥学級活動や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの問題について考え議論する活動やいじめの防止等の対策にかかる取組を設け、子ども同士が支え合う生徒の主体的な活動への指導助言
- ⑦ 個別のいじめ事案への対応

※特に⑦については緊急かつ組織的に取り組むこととする。

- ☐事実の確認
- ☐いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援
- ☐いじめを行った生徒及びその保護者への対応
- ☐関係機関との連携

2 学校の取組

基本的施策を確実に実現するために、計画的・総合的な取組（資料Ⅰ）を行う。また、いじめが疑われる事案の早期発見・早期対応、いじめが発生した際の対処等、教職員の対応力の向上にも取り組む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止や早期発見、いじめ事案等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（資料２）」を置き、組織的にこの問題に取り組む。

4 行動計画および年間計画

学校の取組に、全教職員、全校生徒が効果的に取り組めるよう、行動計画及び年間計画（資料３）を作成し、推進する。この計画は、定期的にいじめ防止対策委員会が点検し、必要に応じて見直す。

5 重大な事態への対処

重大な事態（法２８条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行う。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、この基本方針が学校の実情、生徒の実態、社会情勢等に即して機能しているか、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

Ⅰ 学校の取組

(1) いじめをしない、させない、許さない心と集団づくり

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

日常の学校生活全般を通して、計画的・継続的に正義感や人権尊重の意識が育つように、全ての生徒に積極的に働きかける。特に、道徳の時間や日々の人権に関する学習を核として道徳教育に力を入れる。

② 望ましい人間関係を構築できる力の育成

特別活動を中心として、誰とでも適切な人間関係を築く力の育成を図るとともに、いじめのない集団をつくる。

③ 充実した授業の展開

生徒が主体的・共同的に取り組む授業を通して、「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育み、「安心・安全な風土」を醸成する。

④ 意欲的に取り組む生徒活動の工夫

生徒会活動、部活動等において生徒が主体的・意欲的に取り組むよう支援するとともに、人権尊重推進・いじめ根絶に向けた具体的な取組を促す。

⑤ インターネット、スマートフォン等における情報モラル教育の実施

外部専門機関等の力も活用しながら、生徒、保護者の情報モラル向上に努める。

(2) いじめの防止と早期発見

① 生徒の見守り

生徒の変化、通常でない行動等を見逃さないよう、授業時間以外での声かけ、挨拶運動、校内パトロール、生活ノート等による状況把握を日常的・継続的に行う。

② 生徒アンケート（振り返りシート）の実施

定期的に生徒アンケートを実施し、いじめをはじめとする生徒の悩みや訴えを把握する。また、アンケートの結果より、個別面談等を通して該当生徒の精神的安定を図るとともに課題解決に取り組む。

③ 教育相談の実施

日常的に教育相談を実施し、生徒の心の負担軽減に取り組む。生徒の思いに傾聴し、寄り添う。また、教育相談旬間も設定する。

④ 情報交換会の開催

1ヶ月に1回以上のいじめ防止対策委員会及び毎日の職員打ち合わせにおいて情報交換を行い、生徒の状況について全教職員が把握する。特に必要な生徒については全教職

員が見守れる体制をつくる。

(3)いじめが疑われる事案、いじめ事案への対処

①情報の集約

全教職員が「報告・連絡・相談・確認・記録」を徹底し、事実の把握、速やかな組織対応ができるようにする。

②組織的な対応

いじめが疑われる事案、いじめ事案を把握した際は、担任や特定の教職員が1人で対応しようとせず、ただちに事案に係る情報のすべてを「いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに方針を決定するとともに組織的に対応する。

③継続的な見守り

被害生徒を重点的に、加害生徒や周りの生徒の改善の様子を全職員により見守る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教委、必要に応じて外部専門機関と連携しながら、被害生徒や加害生徒の心のケアを続ける。また、加害、被害生徒の保護者とも連携を取り、早期解決と事後ケアに努める。

(4)いじめの解消

次の要件が満たされているかどうか確認する。

①いじめが止んでいる状態が、相当の期間継続していること。（3ヶ月の目安）

②いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

(5)教職員の指導力向上

①教職員の研修会への参加

いじめ防止に係る研修、人権教育の研修だけでなく、教科指導の研修等にも意欲的に参加し、指導力の向上に努める。

②校内研修会の充実

定期的に職員研修会を実施し、いじめ防止・早期発見・適切な対応ができる力を伸ばす。また、ケース会議を実施し、組織としての力も伸ばす。また、いじめの定義の周知徹底をはじめとした、いじめに関する職員研修会を実施する。

③OJTの重視

日常的にOJTを行う意識を全教職員がもち、常に教師力向上に努める。

(6)家庭との連携

①学校と保護者の連携強化

学校の取組や生徒の活動の様子などを情報発信するとともに、家庭連絡、家庭訪問、教育相談等を日常的に行うことにより、学校の思いと保護者の願いが一体となるように努める。また、いじめに係るアンケートを実施し、保護者と学校との意思疎通を図る。

インターネットを通じて行われるいじめの防止研修会等を実施するなど、保護者の指導力向上を図るとともに、「子育て」に対する共通認識をもてるように働きかける。また、子どもの自立心を育む活動の啓発をおこなう。

②いじめ事案への対応

いじめ事案を把握した際は、関係生徒の保護者と連絡をとるとともに、共同してその解決に当たる。

(7)地域や専門機関との連携

①地域への働きかけ

学校や生徒の取組を学校便り等で、地域に公開・発信するとともに地域の力を学校に、学校の力を地域に役立てる取組を進める。生徒に関する課題の理解と協力を求める。

②学校運営協議会との連携（地域学校協働本部・むくげの花の会など）

学校が目指す方向や取組を外部の目で評価し、意見をもらい、いじめ対策に係る取組状況についても、積極的に相談し、幅広い意見を求める。また、具体的には、生徒との触れあい活動をしてもらう。

【例】 あいさつ運動、朝活動、放課後の学力補充等

③地域組織や専門機関との連携

青少年育成学区民会議、民生委員児童委員協議会等の社会団体とも連携し、特に保護支援について協力を乞う。また、子ども・若者支援センターあすくる、教育相談・課題対応室、高島警察署、子ども家庭センター、スマイル等と連携する。

【湖西中学校いじめ防止対策委員会】

①（構成）

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭
（※必要に応じて、スクールカウンセラー）

②（役割）

いじめ問題に取り組むにあたり、中心となって以下の役割を担う。

- ◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心となる。
- ◇いじめの相談・通報の窓口となる。
- ◇いじめの疑いに関する情報の収集と整理、共有と記録を行う。
- ◇いじめの解消についての判断を行う。
- ◇事案が生じたときの方針決定と対応と支援を行う。
- ◇重大事案が発生したときの、学校組織の母体となる。

★（重大事案が発生したとき）

重大事案とは（法第28条第1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記、重大事態の調査を行う場合、この基本方針および「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って、適切に対応する。また、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなど、市教育委員会と連携しながら適切に対応する。

令和 7 年度ストッブいじめ行動計画

わたしたちは、いじめ を し ない さ せない 見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 自分の大切さとともに他者の大切さがわかる生徒を育てるために、人権教育、道徳教育、特別活動の推進に努めます。
- 自分の考えが出し合える授業、学びが共有できる授業を推進します。
- 一人ひとりの個性を認め合い、民主的な雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。
- 生徒会活動における「いじめのない学校」づくりを通して、生徒が支え合い、いじめの未然防止、早期発見ができるよう、適切な指導助言を行います。未然防止と早期発見に努めます
- 生徒一人ひとりに寄り添った教育相談を行い、生徒との信頼関係を築きます。
- 生徒との日常的なかかわりやコミュニケーションを通して、生徒の変化の把握に努めます。また、朝から放課後まで見守りをします。
- 毎月、アンケートを実施して、生徒の悩みや訴えの把握に努め、いじめの未然防止と早期発見を図ります。
- 情報交換会（随時）を通して、情報を共有し、組織的に指導、支援を行います。

職員研修の充実を図ります

- 人権教育や情報モラル、特別支援教育等の校内研修会を実施して、指導力の向上に努めます。

指導体制の強化に努めます

- 生徒と真剣に向き合い、してはいけないことに対しては毅然とした態度で指導します。
- 教職員間での報告、連絡、相談、確認、記録を徹底します。
- 保護者の理解と協力を得ながら生徒の指導にあたります。

説明責任を果たします

- 日頃から保護者と連絡を取り合い、時機を逃さぬ面談等で保護者との信頼関係を築きます。
- 関係機関との連携を深め、学校と保護者、地域等が一体となって、いじめ根絶に取り組みます。

子ども

いじめのない楽しい学校をつくります

- 「いじめをしない、させない、見逃さない」ことをみんな確認し、みんなが楽しく学校生活が送れるよう努めます。
- 「私たちの約束」やマナー・法律を守ります。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 居心地のよい、絆が深まる学級をつくります。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 正しい言葉づかいで丁寧に話します。
- 「今日の出来事」などを保護者とたくさん話します。

保護者

子どもを見守り、向き合います

- 子どもとの会話を今まで以上に心がけ、学校での様子をつかみます。
- 保護者アンケートを通して保護者の思いを把握し、教育活動に生かします。
- 人権や子育てに関する研修を通して、保護者の教育力向上を図ります。

学校と協力し解決にあたります

- 保護者が一回でも多く学校へ足を運び、子どもの様子を見守ります。

月	教職員・児童生徒の取組や活動	保護者・地域の取組や活動
4	☐ 情報確認【教職員】 ☐ 新学期前の相談活動【教職員】 ☐ 「いじめのない学校」における研修【職員研修】 ☒ スローガン「(検討中)」【生徒会活動】 ☒ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】 ☒ 「初日を終えて」振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】 ☐ 「いじめの定義」の確認と広報【学校だより等】 ☒ 「ストップいじめ行動計画・年間計画」の確認と情報交換【職員会議】	☒ 保護者が参加しやすいサポーター活動への変革 ～魅力ある活動の創造と事業の精選～に向けての協議【保護者】 △地域学校協働本部の拡充 ◇「ふれあい食堂」への参加呼びかけ【むくげの花の会】 ◇部活動指導補助およびスクール農園や学習への支援計画と発信【むくげの花の会】
5	☒ 「誰もが安心して過ごせる」学校づくりについて【学級活動・生徒総会】 ☐ 情報モラル指導、集団づくりに関する研修会【校内研修】 ☐ 教育相談旬間の設定【教職員】 ☐ 生活振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】	△「いじめゼロ」についての説明と啓発【サポーター会】 ☒ 補充学習【むくげの花の会】
6	☒ 保護者アンケートの実施【職員研修】 ☒ よりよい人間関係をつくるための学級会【学級活動】 ☒ ●●体育祭を通じた集団づくり、人間関係づくり【学級活動・道徳】 ☐ 生活振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】	☒ 補充学習【むくげの花の会】 ☒ しゃべり場の設定【あすくる】
7	☐ 1学期の振り返りアンケート→ ☐ 教育相談(生徒・保護者・教職員) ☐ 情報モラル、生活に関する学習会(講演会)【全校生】 ☐ 命の大切さを学ぶ教室【全校生】 ☒ いじめを啓発する内容の動画の放送【生徒会活動】	△「いじめゼロ」実現のための研修【保護者】 ◇部活動指導補助【学校運営協議会】
8	☐ 1学期の「誰もが安心して過ごせる学校」に向けた取組の反省と改善(協議)【職員会議・職員研修】 ☐ 自殺予防に関する研修会【職員研修】 ☐ 文化祭を通じた集団づくり、仲間づくりを進めるための手だての協議 ☐ 文化祭の人権を意識した取組を考える。【生徒会活動】 ☐ 生徒指導、教育相談に関する研修【校内研修】 ☐ 新学期前の相談活動【教職員】	△家庭生活の充実に向けての指導と支援【夏季休業】 ◇「ふれあい食堂」への参加呼びかけ【むくげの花の会】 ☒ 3年進路講座【むくげの花の会】
9	☒ 「初日を終えて」振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】 ☒ ●●文化祭を通じた集団・人間関係づくり【学級活動・道徳】 ☐ 私の思い2025【全校生】	△◇文化祭への参加・参観【保護者】 ☒ 学而事人ファーム芋ほり【むくげの花の会】
10	☒ いじめゼロのための取組【生徒会活動】 ☒ SNSの利用について【学級・全校】 ☐ 生活振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】	☒ 補充学習【むくげの花の会】
11	☐ 人権教育(いじめゼロ)に関する研修【校内研修】 ☒ 人権に関する取組【生徒会】 ☐ 教育相談旬間【全生徒】 ☐ 生活振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】	☒ 補充学習【むくげの花の会】
12	☒ 人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】 ☒ 人権週間の取組【生徒会活動】 ☐ 2学期の振り返りアンケート→ ☐ 教育相談(生徒・保護者・教職員) ☒ 保護者向けアンケートの実施【学校評価】	△家庭生活の充実に向けての指導と支援【冬季休業】 ◇2学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】 ☒ 3年進路講座【むくげの花の会】
1	☒ 「初日を終えて」振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】 ☐ 新しい年の目標設定	
2	☐ 生活振り返りアンケート→ ☐ 教育相談【学級活動】 ☐ 人権に関する啓発活動【生徒会】 ☐ 命を大切に学習【性教育】	☒ 補充学習【むくげの花の会】 ◇3学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
3	☒ 小学校と中学校との入学生に関わる情報交換連絡会【小中連絡会】 ☒ 3学期振り返りアンケート→ ☒ 教育相談	△家庭生活の充実に向けての指導と支援【春季休業】
年間を通して	☒ 集団づくりや授業改善を進め、認め合い高め合う集団をめざす。(居場所づくりと絆づくり) ☒ 教職員によるあいさつ運動および登下校指導【毎日】 ☒ 授業中・休み時間・昼休みの見守り活動【毎日】 ☐ 情報交換会(全教職員)【職員会議】 ☐ 生徒指導部会、教育相談部会、特別支援教育部会【随時】 ☐ いじめに関わる心に響く講話【全校集会】 ☒ アンケート ☒ 教育相談 ☐ あいさつ運動【生徒会】 ☒ SDGsを通じた人権活動	◇「ふれあい食堂」への参加呼びかけ【むくげの花の会】 ◇△授業や休み時間の過ごし方等の参観【学校開放日】 ◇△朝のあいさつ運動・図書館の開放【毎日】 ◇△保護者や地域等から情報を得る【随時】 ◇図書館ボランティア【昼休み】

☐：教職員の取組や活動 ☐：児童生徒の取組や活動 △：保護者の取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、☒、☒、☒、☒のマークを付ける)

※毎学期の初日に一日の振り返りを実施する。毎月生活振り返りアンケートを実施する。